

学校いじめ防止基本方針

宮城県気仙沼向洋高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

2 いじめ防止対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

別紙1 いじめ防止対策委員会設置要項

3 いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

① いじめに対する共通理解

○職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。

○いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリストを作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。 **別紙2 教員チェックリスト**

○校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

② 生徒指導の充実

○生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

○生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

○いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。

② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため、以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。
- ・生徒への定期的なアンケート調査（無記名式）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
別紙3 生徒用アンケート用紙様式
 - ・保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
 - ・地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

（3）いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- いじめの通報（法第23条）を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
 - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

② いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはつきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活が送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。

○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

○学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。

④ ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

○県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。

○ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。

○保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

4 重大事態への対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

○「いじめ防止対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態（以下「重大事態」という。）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。

別紙4 校内指導体制及び関係機関

○本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

○いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

○いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

○質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

○当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

○調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

④ その他の留意事項

○調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。

○情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

○質問紙調査に記入された内容について、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

② 調査結果の報告

○調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。

○上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

5 その他の留意事項

(1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ防止対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

(附則)

1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

2 この学校基本方針は、平成31年4月1日から運用する。

宮城県気仙沼向洋高等学校いじめ防止対策委員会設置要項

(設 置)

第1 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止と解決のための総合的な対策の推進を図る為、宮城県気仙沼向洋高等学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適正且つ迅速に対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止の総合的対策の基本方針の策定及び実施に関すること。
- (2) いじめの実態の把握に関すること。
- (3) 学校と家庭、地域や関連機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (4) その他、いじめ防止の対策に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は学校長、副委員長は教頭の職にある者を持って充てる。
- (2) 委員は主幹教諭、生徒指導部長、生徒会係、青少年指導員、保健厚生部長、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、心のケア支援員、警察署生活安全課補導員の職ある者をもって充てる。
- (3) 対策委員会は委員長が召集し、主宰する。

(事務局)

第4 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

- (1) 事務局は生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第5 委員長または事務局長は、必要があると認めるときは、対策委員会または事務局会議にPTA会長、PTA健全育成委員の職にある者、及び関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他の)

第6 この事項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要項は平成26年4月1日から施行する。

この要項は平成31年4月1日から施行する。

教員用チェックシート

No	点検項目	チェック
起 こ り や す い 状 況	1 朝いつも誰かの机が曲がっている	
	2 教職員がいないと掃除がきちんとできない	
	3 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする	
	3 グループ分けをすると特定の生徒が残る	
	4 班にすると机と机の間に隙間がある	
	5 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある	
	6 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる	
い じ め ら れ て い る 生 徒	7 些細なことで冷やかしたりするグループがある	
	8 休み時間は教室に常にひとりで座っており、物音などに過剰に反応したり、また、休み時間に教室にいない	
	9 一人でいることが多い	
	10 遅刻・欠席・早退が多くなっている	
	11 腹痛等、体調不良を訴え保健室へ行きたがる	
	12 他の生徒からの悪口や攻撃に対して、愛想笑いをするなど、いじられキャラを演じている	
	13 いじめアンケートの記述欄に多く記入する	
い じ め ら れ て い る 生 徒	14 いじめアンケートを提出しない	
	15 発言すると友達から冷やかされる	
	16 ときどき涙ぐんでいる	
	17 学習意欲が衰退し、忘れ物が増える	
	18 いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている	
	19 靴箱の靴がなくなったり、違う場所に入れられたりする	
	20 部活動を休みがちになり、やめると言い出す	
い じ め て い る 生 徒	21 ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている	
	22 けがの状況と本人が言う理由が一致しない	
	23 必要以上のお金を持ち、友達におごる	
	24 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える	
	25 教職員の指導を素直に受け取れず、反抗したりする	
	26 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする	
	27 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ	
28 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉をつかう		

この「実態調査」は、本校から「いじめ」や「誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）」等があれば、それらを無くし、誰もが明るく有意義な高校生活を送るために行うものです。調査に対して正直に答えてください。

選択式の回答は、該当箇所の数字を○で囲んで回答してください

(1) 【全員回答】 あなたの性別は？

- 1 : 男 2 : 女

(2) 【全員回答】 あなたは何年生ですか？

- 1 : 1年生 2 : 2年生 3 : 3年生

(3) 【全員回答】 あなたは今年の6月～現在までの間に「いじめ」による被害を受けたことがありますか？

- 1 : ある 2 : なし → 「ある」は(4)、「なし」は(14)へ進んでください

(4) どのような人から受けましたか？（複数回答可）

- 1 : 上級生 2 : 同級生 3 : 下級生 4 : その他 ()

(5) それは特定の個人によるものですか。それとも複数の集団によるものですか？

- 1 : 個人 2 : 集団

(6) 時期はいつ頃ですか？（複数回答可）

6月 (下旬) 7月 (上旬 中旬 下旬) 8月 (上旬 中旬 下旬)

9月 (上旬 中旬 下旬)

(7) それはどのような内容のものですか？（複数回答可）

- | | | |
|---------------------|-------------------|------------------|
| 1 : 言葉によるからかい・悪口 | 2 : メールによるからかい・悪口 | 3 : 仲間はずれ・無視 |
| 4 : ノートや黒板等への落書き | 5 : 靴や物を隠された | 6 : 使い走り |
| 7 : 携帯サイト上でのからかい・悪口 | 携帯サイト名 () | |
| 8 : 金銭の強要 | 9 : 暴力・威圧行為等 | 10 : その他 ※(8)に記入 |

(8) いじめの内容を具体的に書いてください。

(9) それは何回程度ありましたか？

- 1 : 1～2回 2 : 数回程度 3 : 日常的に

(10) それをどのような場所や時間帯で受けましたか？（複数回答可）

- | | | | |
|--------------|------------------|------------|---------------|
| 1 : 教室を含む校舎内 | 2 : 部活動中 | 3 : 学校外の場所 | 4 : 登下校時のバス内等 |
| 5 : インターネット上 | 6 : その他 具体的に () | | |

(11) あなたはその「いじめ」の被害を誰かに相談しましたか？

- 1 : 相談した 2 : 相談しなかった

(12) 「相談した」と答えた人に聞きます。誰に相談しましたか？（複数回答可）

- | | | | | | |
|------------------|--------|--------|--------|----------------|----------|
| 1 : 家族 | 2 : 友人 | 3 : 先輩 | 4 : 先生 | 5 : スクールカウンセラー | 6 : 相談機関 |
| 7 : その他 具体的に () | | | | | |

(13) その「いじめ」は現在、どのような状況ですか？

1：継続中 2：解決した 3：相談中（誰に： ） 4：どうしていいか分からぬ

(14) 【全員回答】 あなたは今年の6月～現在までの間に「いじめ」の場面を目撃したことがありますか？

1：ある 2：なし → 「ある」は(15)、「なし」は(21)へ進んでください

(15) 時期はいつ頃ですか？（複数回答可）

6月（ 下旬 ） 7月（ 上旬 中旬 下旬 ） 8月（ 上旬 中旬 下旬 ）
9月（ 上旬 中旬 下旬 ）

(16) それはどのような内容のものですか？（複数回答可）

1：言葉によるからかい・悪口 2：メールによるからかい・悪口 3：仲間はずれ・無視
4：ノートや黒板等への落書き 5：靴や物を隠された 6：使い走り
7：携帯サイト上でからかい・悪口 携帯サイト名（ ）
8：金銭の強要 9：暴力・威圧行為等
10：その他 ※(17)に記入

(17) 目撃したいじめの内容を具体的に書いてください。

(18) それはどのような場所で目撃しましたか？（複数回答可）

1：教室を含む校舎内 2：部活動中 3：学校外の場所 4：登下校時のバス内等
5：インターネット上 6：その他 具体的に（ ）

(19) あなたは「いじめ」の場面を何回程度目撃しましたか？

1：1～2回 2：数回程度 3：日常的に

(20) その時どのように対応しましたか？（複数回答可）

1：いじめを止めるように言った 2：先生に後で報告した 3：友人に相談した
4：ただ見ていた 5：その場を離れた 6：仕方なくいじめに加わった
7：その他（ ）

(21) 【全員回答】 あなたは「いじめ」についてどう考えますか？

1：絶対に許されないとと思う 2：場合によっては許される 3：許されると思う
4：あまり考えたことはない

(22) このアンケートに関して意見・感想等を自由に記述してください。

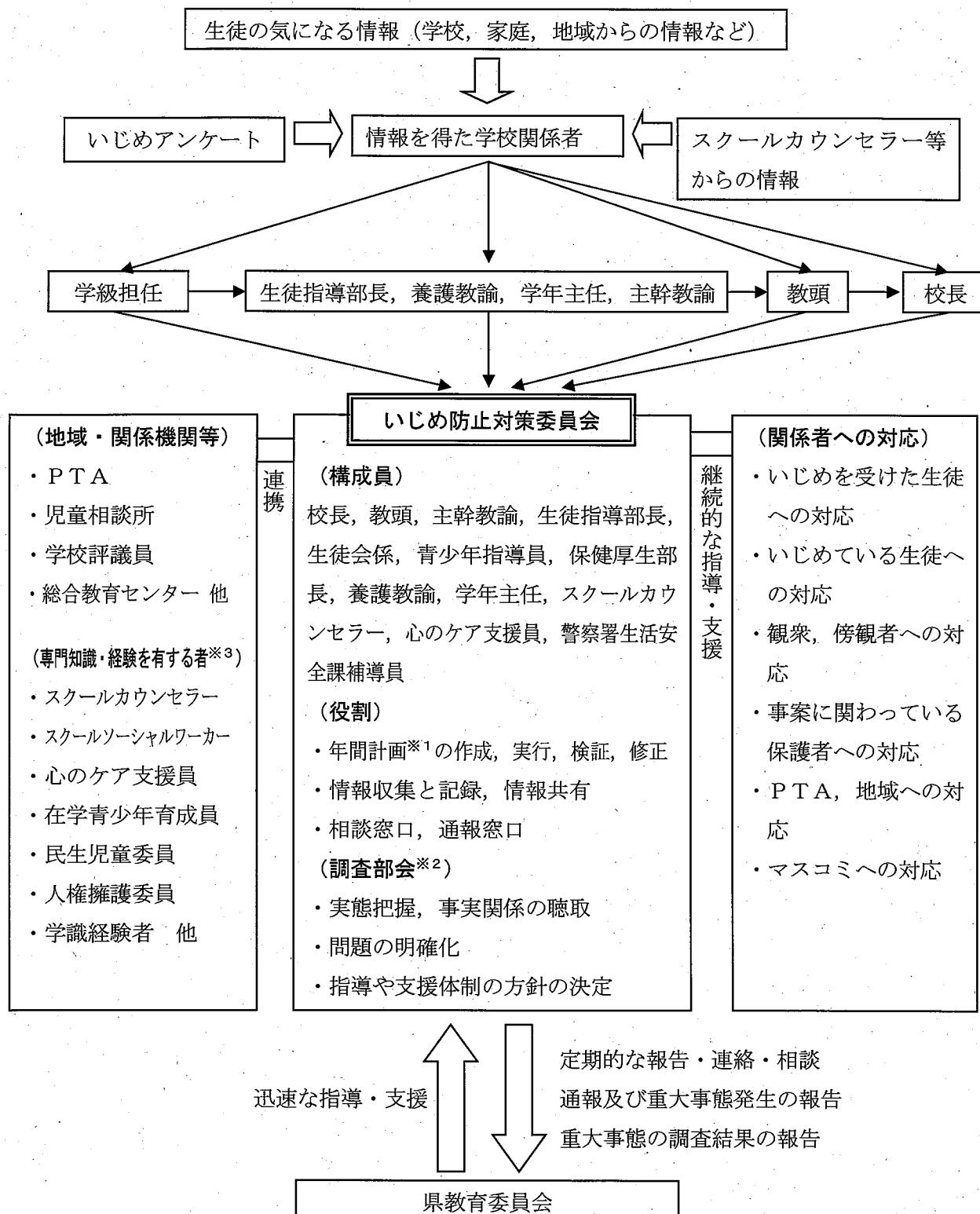
ご協力ありがとうございました

※提出方法（重要）

記入後、配布された封筒に入れ、自宅で必ずのり付け（厳封）をして、担任（副

担任）へ提出してください。他人のものを見たり、他人へ見せたりしないこと

【いじめ防止対策委員会】



※1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民の参画を求める。(宮城県いじめ防止基本方針 p 12)

※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。(いじめ防止対策委員会設置要綱 第5)

※3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ防止対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。(宮城県いじめ防止基本方針 p 17)